

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた健全性基準上の確認

金融庁は、金融機関の健全性を確保するため、健全性基準を定めているところ。今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の資金繰り支援等が必要になることを受け、健全性基準に関して改めて下記のとおり確認する。

記

1. 経営安定関連保証制度等に係るリスク・ウェイトについて

以下の融資等については、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（自己資本比率告示）第 74 条第 2 項の規定及び関連する FAQ（第 74 条-Q1）を踏まえ、リスク・ウェイト 0% の対象である。

- セーフティネット保証 4 号（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項）に基づく信用保証協会保証付融資
- 危機関連保証（中小企業信用保険法第 2 条第 6 項）に基づく信用保証協会保証付融資

2. 資本バッファの性質

資本バッファ規制とは、経済的なショック時等に企業等への貸出が抑制されること等を防ぐためのバッファとして、国際統一基準行に対し、資本の積み立てを求めているもの。

バーゼル銀行監督委員会による 2019 年 10 月 31 日付公表文「資本バッファの利用可能性について」（※）にあるとおり、銀行は、損失を吸収し実体経済に対する貸出を維持するために規制上の資本バッファを必要に応じて取り崩すことが可能である。

（※）<https://www.fsa.go.jp/inter/bis/20191106/20191106.html>

3. 流動性カバレッジ比率（LCR）の性質

流動性カバレッジ比率（LCR）とは、流動性ショックへの強靭性を高めるため、国際統一基準行に対し、ストレス時にも利用可能な資産の十分な保有を促すもの。国際合意上も、ストレス時には、流動資産の利用等により、基準値を下回ることが許容される。

今後 LCR が基準値を一時的に下回った場合には、今後の経済等の状況を踏まえ、主要行等向けの総合的な監督指針（Ⅲ-2-3-4-2、Ⅲ-2-3-4-4-3-2）にある必要な報告等につき、柔軟な対応を取る。

以上